

第 4 章

都市機能誘導区域・誘導施設

1.都市機能誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、都市機能を中心拠点や地域拠点へ誘導し集約することにより、都市機能サービスの効率的な提供を図る地域のことで（都市再生特別措置法第81条2項第3号）。

都市機能誘導区域は、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域、都市の拠点となるべき区域に定めることが想定されています。

将来の人口減少下社会にあつては、例えば施設利用者の減少による経営悪化によってその施設が地域から失われてしまうケースを想定した場合、今まで身近に利用することが可能だった生活に必要な都市機能サービスが失われ、暮らしやすさの喪失が危惧されます。

このような状況を回避するために、都市機能誘導区域を設定し、都市機能を将来にわたって維持・確保することで、ある程度人口減少が進んだ場合であっても市民の利便性を維持します。

都市機能が誘導された都市機能誘導区域相互が利便性の高い公共交通で連絡されることにより、移動しやすく暮らしやすい多核連携型の集約型都市構造が形成されるとともに、都市全体の活力向上が期待されます。

なお、都市機能誘導区域を設定した場合、誘導区域外に誘導施設を立地しようとする場合には、行政への届出が必要になります（ただし、規制は生じません）。

(2) 都市機能誘導区域設定の考え方

1) 基本的な考え方（都市計画運用指針より）

医療・福祉・子育て支援・商業といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要です。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内に、生活サービス施設の誘導を図る仕組みとなっています。

原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるように定めるべきとされています。

都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定し、その規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることとされています。

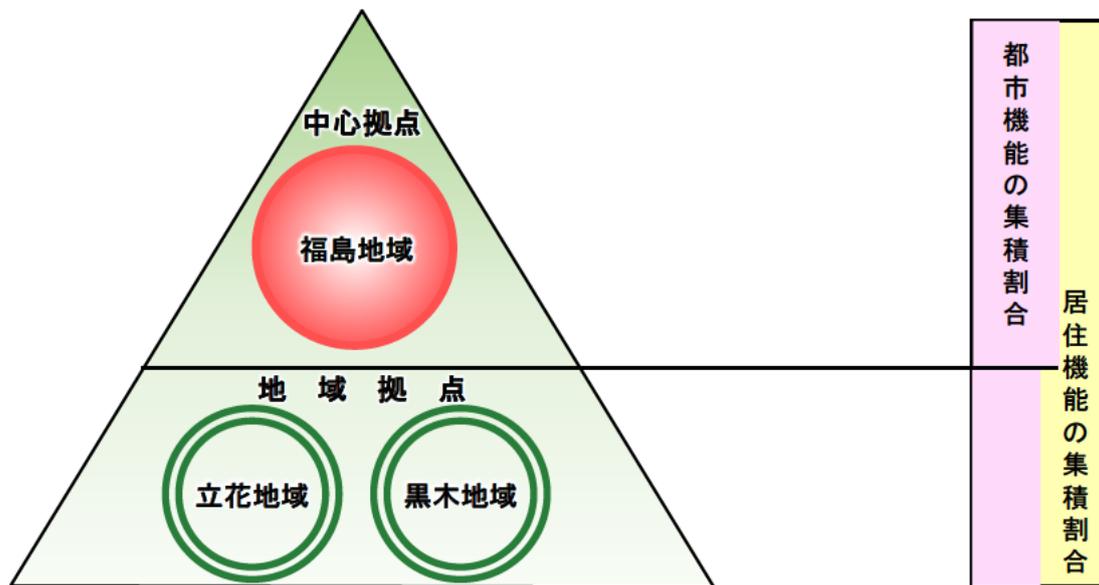
また、都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの区域に必要な誘導施設を定めることが望ましいとされています。

【留意すべき事項】

- ① 都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、市町村の主要な中心部のみならず、例えば合併前旧町村の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましいです。
- ② 都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅および都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めることとされています。
- ③ 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となります。ただし、都市の中心拠点等において、特に商業等の都市機能の集積を図る必要から住宅の立地を制限している場合等には、居住誘導区域を設定しないことも考えられます。
- ④ 居住誘導区域と都市機能誘導区域は、同時に設定することが基本です。しかしながら、都市機能誘導区域の法律上の効果を早期に発揮させる必要性が高く、かつ、住民への丁寧な説明等のために居住誘導区域の設定に時間を要する場合等には、都市機能誘導区域の設定が居住誘導区域の設定に先行することも例外的に認められます。

2) 八女市における基本的な考え方

都市機能誘導区域は、将来都市構造で設定した2つの拠点（中心拠点、地域拠点）を中心とした地域に設定します。



▲都市機能誘導区域の設定イメージ

(3) 都市機能誘導区域の設定

1) 都市機能誘導区域の設定方針

本市では、人口減少および少子高齢化が課題となる中、高齢者を含めた多くの市民が徒歩による移動で都市機能や公共交通が利用できる「歩いて暮らせるまちづくり」を実現するために、公共交通の利便性が高く、徒歩や自転車等の移動範囲に一定の都市機能を誘導する必要があります。

そのため、「都市機能誘導区域はどのような場所に定めることが望ましいか」について、基本的な考え方を踏まえ、下記の検討の視点からみた設定方針をもとに区域の設定を行います。

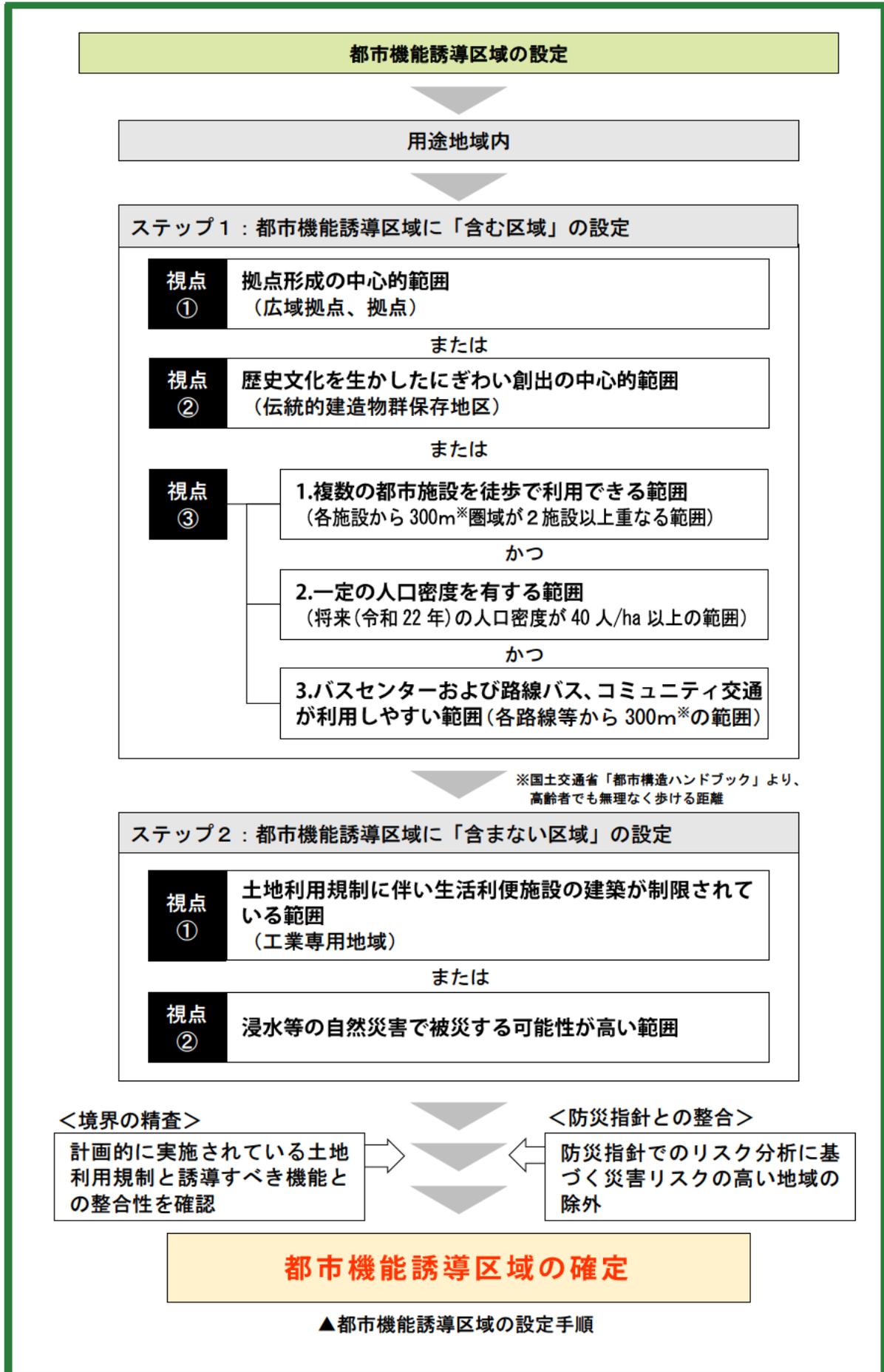
▼都市機能誘導区域の設定方針

検討の視点		設定方針
都市機能誘導区域として含む範囲	拠点形成の中心的範囲	多様な都市機能が集積し、公共交通によるアクセスが確保されている拠点形成の中心的な範囲を抽出します。 なお、本市では福岡県が定める広域拠点と拠点 ^{※1} を対象とします。
	歴史文化を生かしたにぎわい創出の中心的範囲	歴史的風致が今なお残る伝統的建造物群保存地区は、地域のにぎわいを牽引する地区であることから、対象範囲とします。 なお、新築や増築等を行う際には、文化財保護法に基づき、歴史的風致が損なわれないことを前提とします。
	複数の都市施設を徒歩で利用できる範囲	多様な都市機能の集約を図るには、既存の都市機能を徒歩で利用できる範囲へ新しい機能を誘導することが効率的と考えられます。 そのため、既存施設(都市機能)からの徒歩圏を設定し、それらが重複する区域を高サービス提供範囲として抽出します。
	一定の人口密度を有する範囲	現在一定の人口密度のある範囲は、将来においても人口密度を維持するために居住誘導区域として設定することが効率的と考えられます。 そのため、DID 地区以上(40 人/ha 以上)の居住がみられる範囲を高密度に人口が集積する範囲として抽出します。
	バスセンターおよび路線バス、コミュニティ交通が利用しやすい範囲	人口が減少する社会では、施設(都市機能)利用者を確保し、サービスを継続することが重要ですが、周辺住民だけでなく他地域からの利用者を確保することが必要と考えられます。 そのため、路線バスが利用する経路等から一定の範囲を公共交通へのアクセス性が高い範囲として抽出します。
都市機能誘導区域として含まない範囲	土地利用規制に伴い生活利便施設の建築が制限されている範囲	土地利用規制(用途地域の指定)されている工業専用地域では、都市機能施設の建築が制限されているため、対象範囲から除外します。
	浸水等の自然災害で被災する可能性が高い範囲	下記の災害リスクの高い範囲については、居住を誘導することを避ける必要があるため、対象範囲から除外します。 a. 建築基準法第 39 条第 1 項の災害危険区域のうち、住宅の建築が禁止されている区域 b. 地すべり防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域 c. 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 d. 土砂災害特別警戒区域 e. 災害危険区域(都市再生特別措置法で居住区域に含まないこととされている区域を除く) f. 土砂災害警戒区域 g. 浸水想定区域(3.0m以上) ^{※2}

※1: 広域拠点(八女市役所周辺)、拠点(立花支所周辺、黒木地域交流センター「ふじの里」)周辺が対象

※2: 国土交通省「洪水浸水想定区域図作成マニュアル」より、浸水深3.0m以上になると1階部分が水没し、建物によっては垂直避難が困難となることから考えられるため、八女市においては浸水深3.0m以上のエリアを都市機能誘導区域に「含まない」エリアとして設定します。

区域の設定は、設定方針を踏まえ、以下の手順で行います。

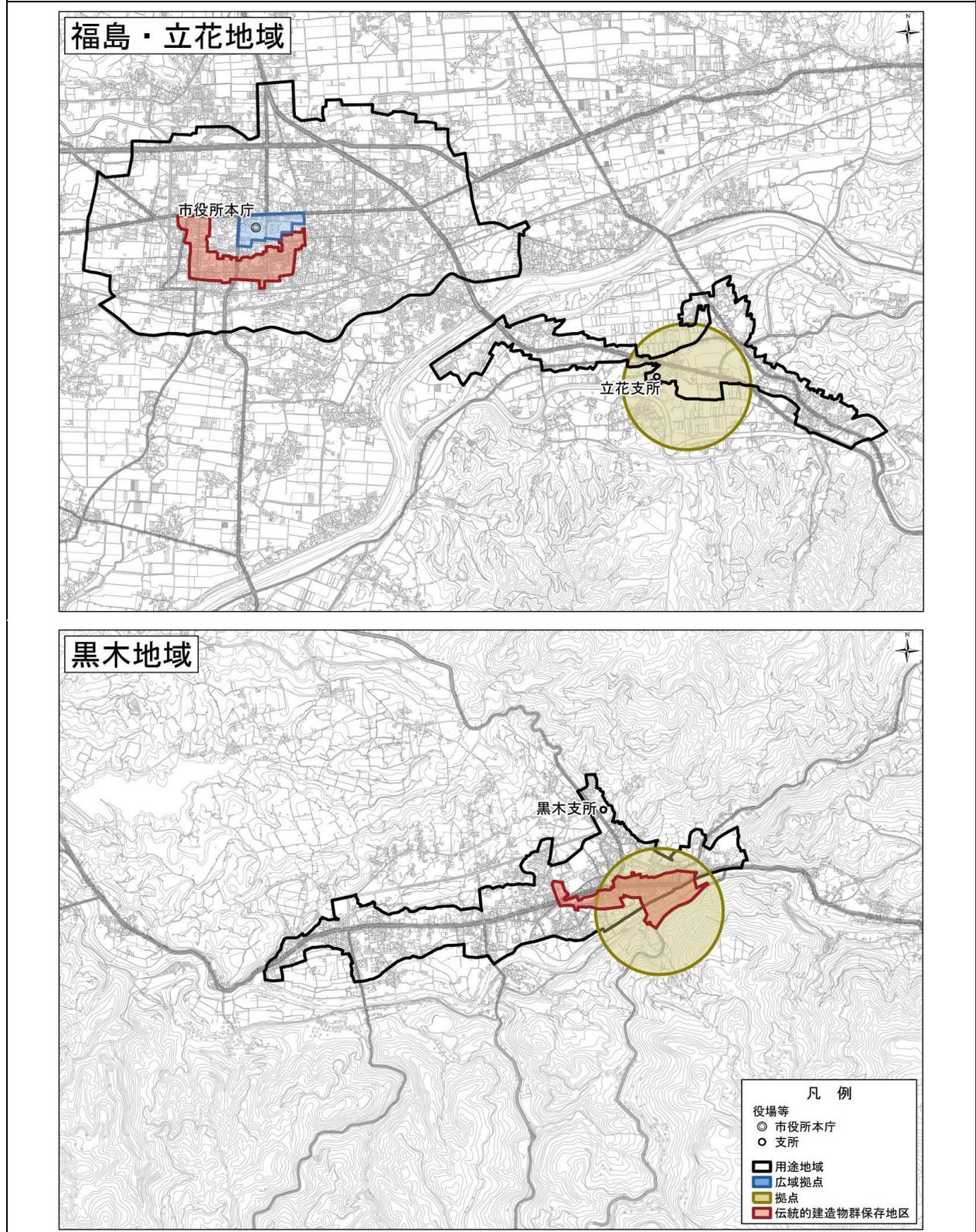


2) 都市機能誘導区域の設定

ステップ1：都市機能誘導区域に「含む区域」の設定

視点①：拠点形成の中心的範囲を抽出【広域拠点、拠点】

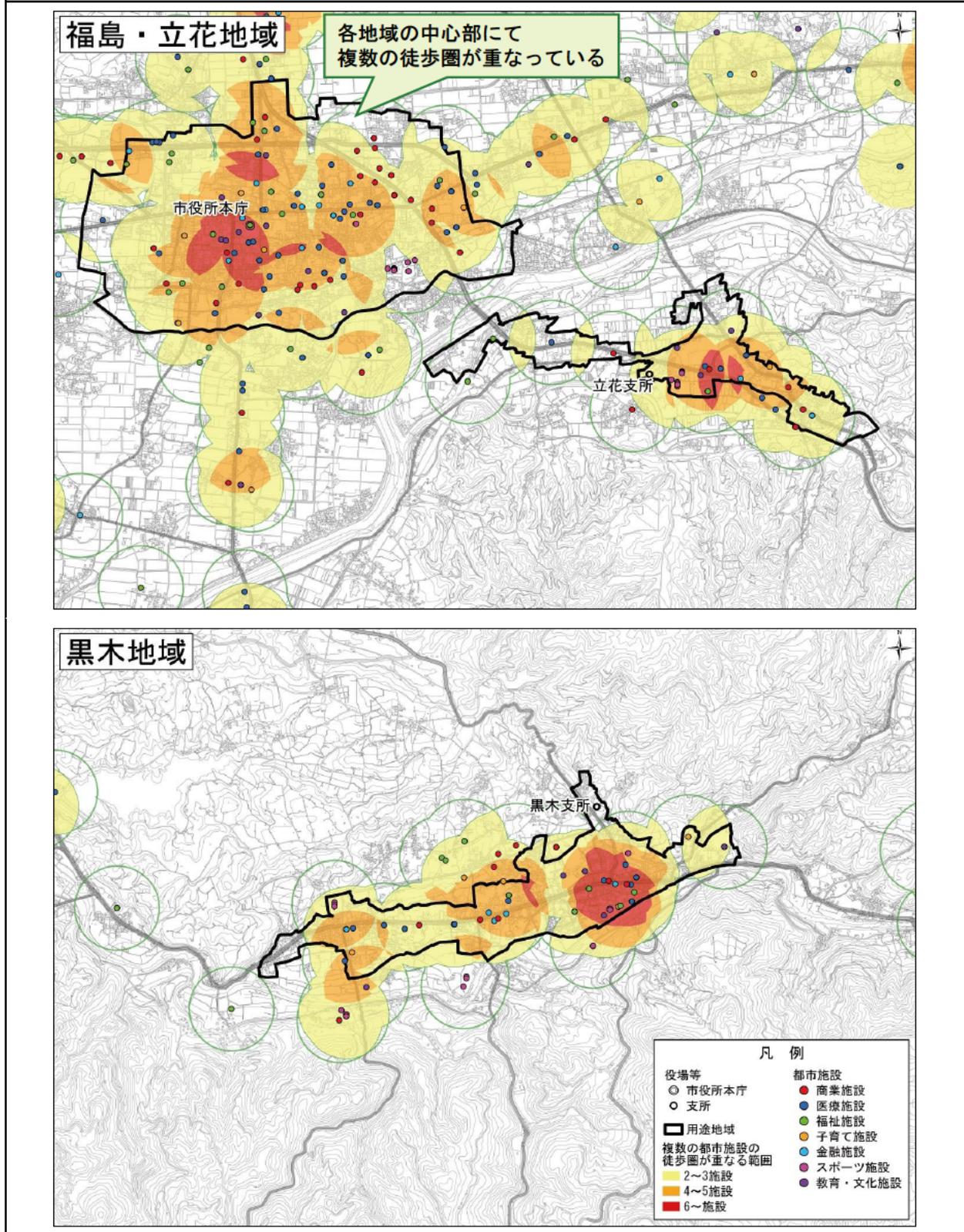
視点②：歴史文化を生かしたにぎわい創出の中心的範囲を抽出【伝統的建造物群保存地区】



▲まちの活性化を牽引する範囲

ステップ1：都市機能誘導区域に「含む区域」の設定

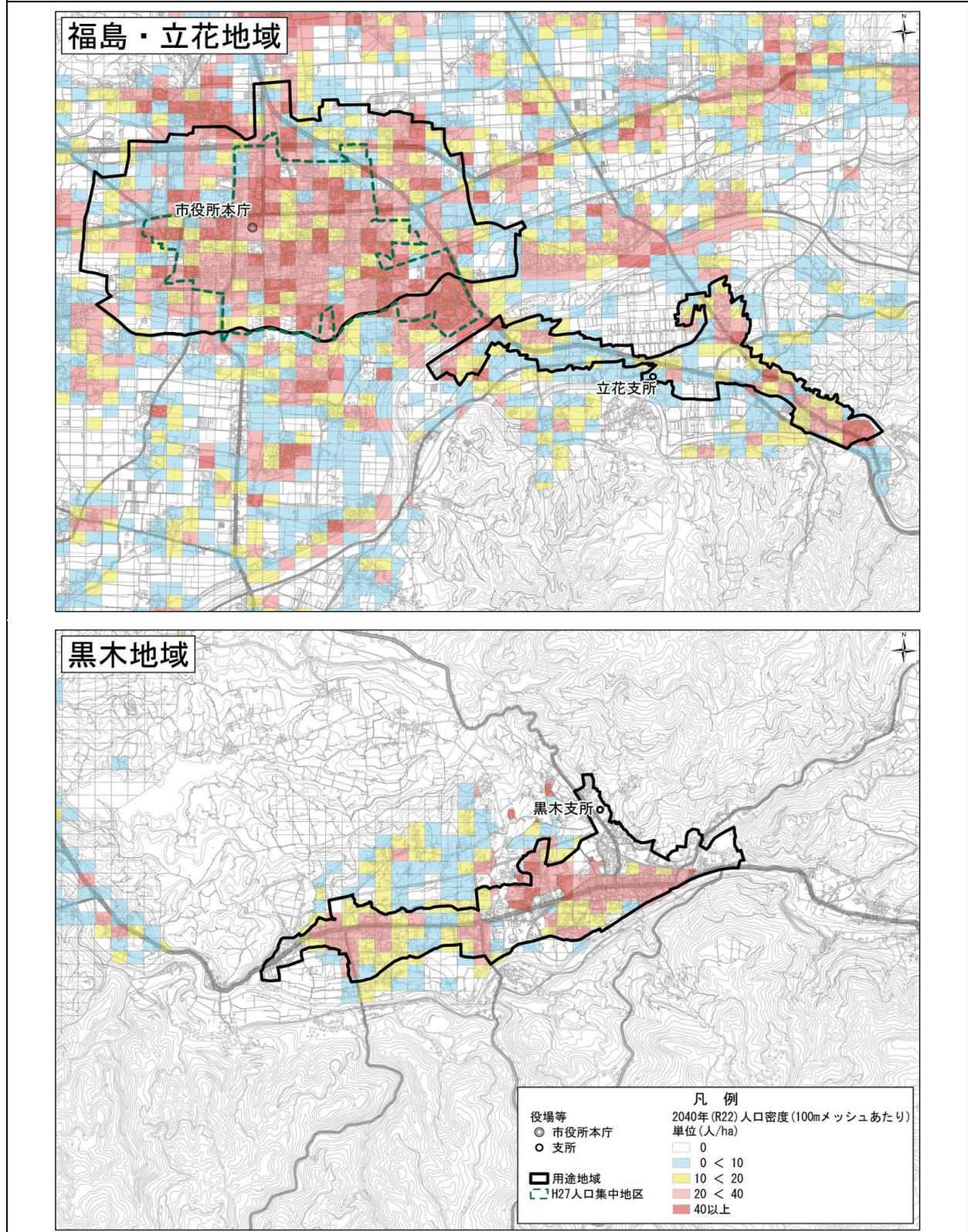
視点③-1：複数の都市施設を徒歩で利用できる範囲を抽出
【各施設から300m※圏域が2施設以上重なる範囲】※高齢者でも無理なく歩ける距離



▲都市施設が一定程度充実している範囲

ステップ1：都市機能誘導区域に「含む区域」の設定

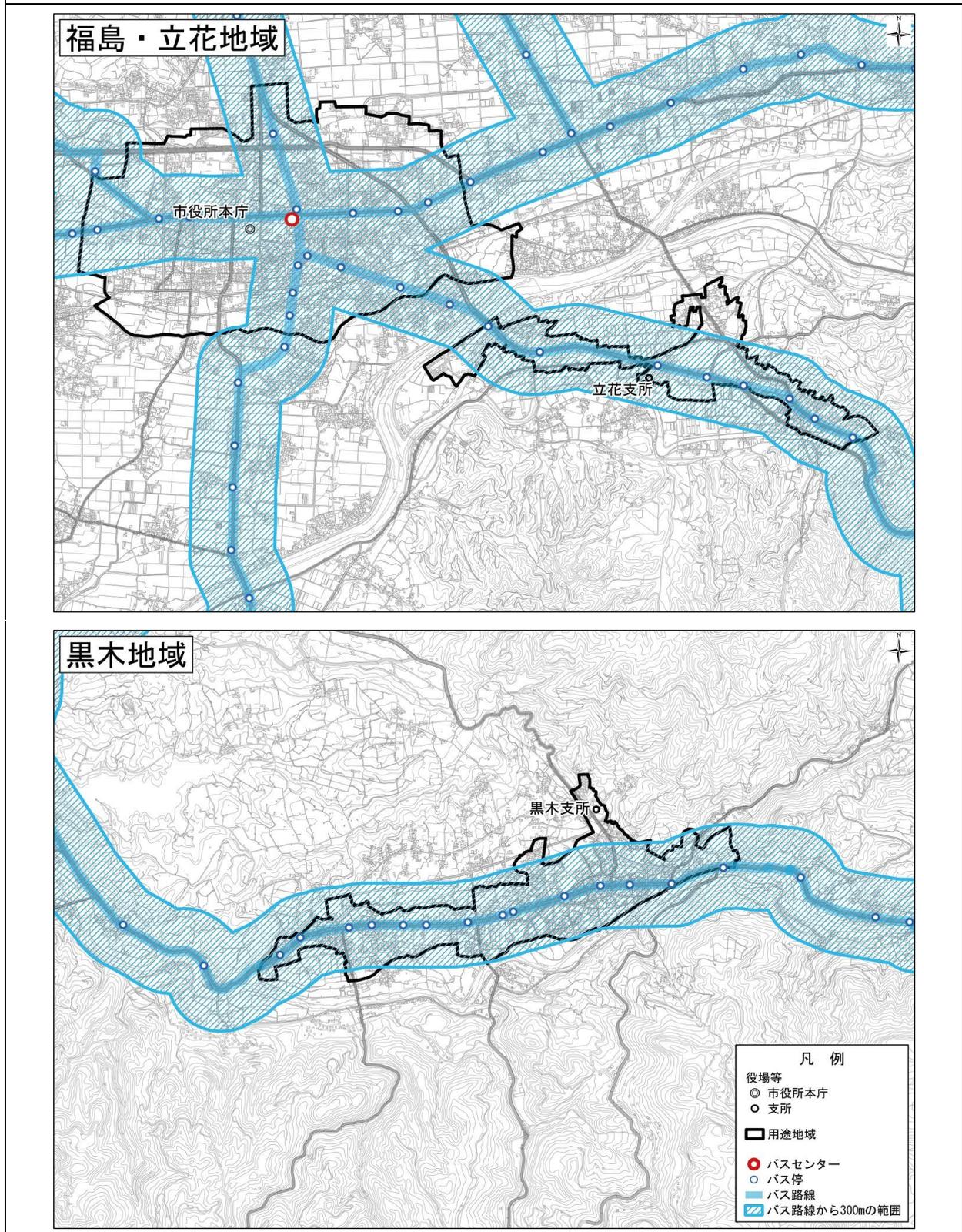
視点③-2：一定の人口密度を有する範囲を抽出
【将来(令和22年)の人口密度が40人/ha以上の範囲】



▲一定の居住者が集積している範囲

ステップ1：都市機能誘導区域に「含む区域」の設定

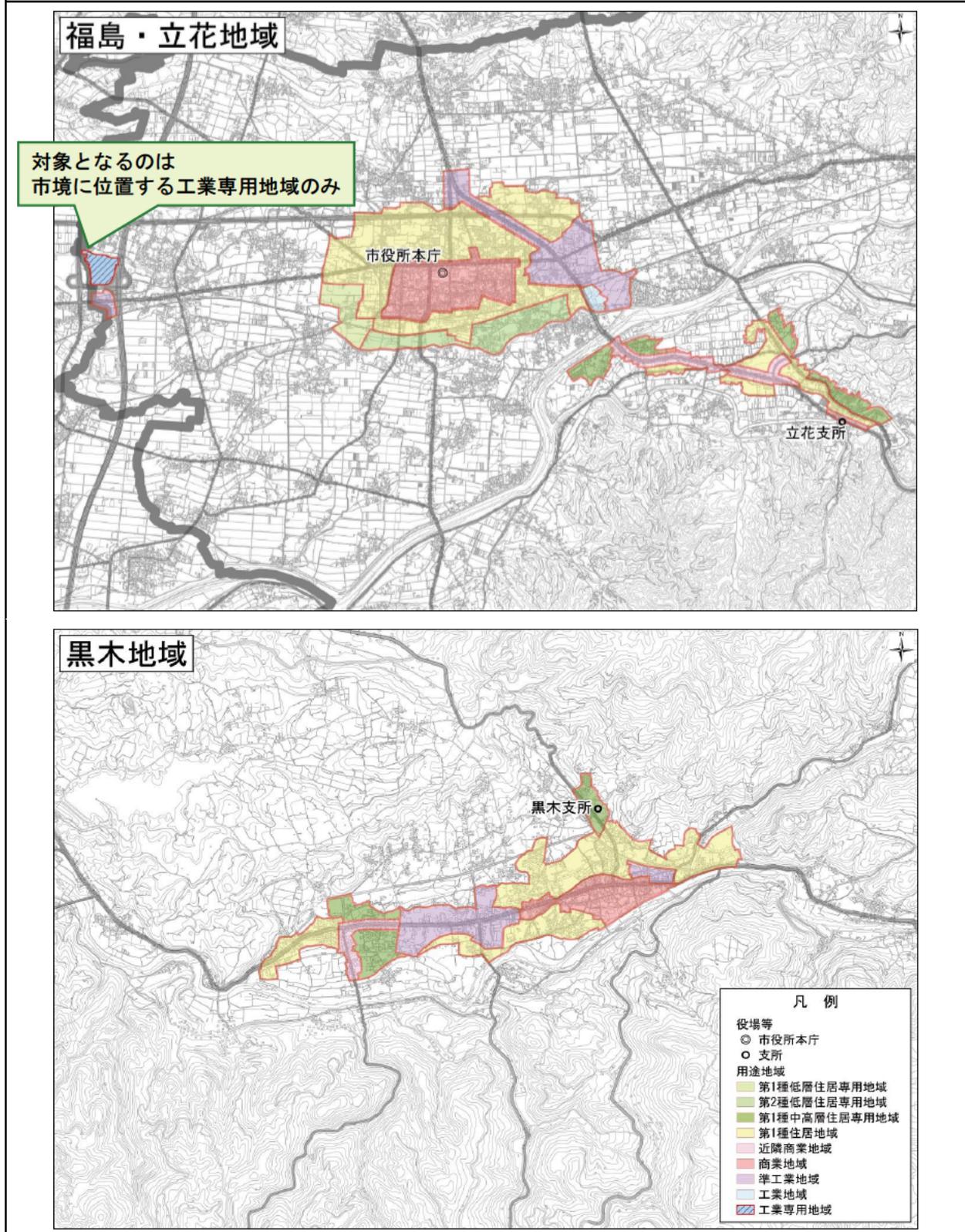
視点③-3：バスセンターおよび路線バス、コミュニティ交通が利用しやすい範囲を抽出
【各路線等から300m*の範囲】※高齢者でも無理なく歩ける距離



▲公共交通によるアクセスの利便性が高い範囲

ステップ2：都市機能誘導区域に「含まない区域」の設定

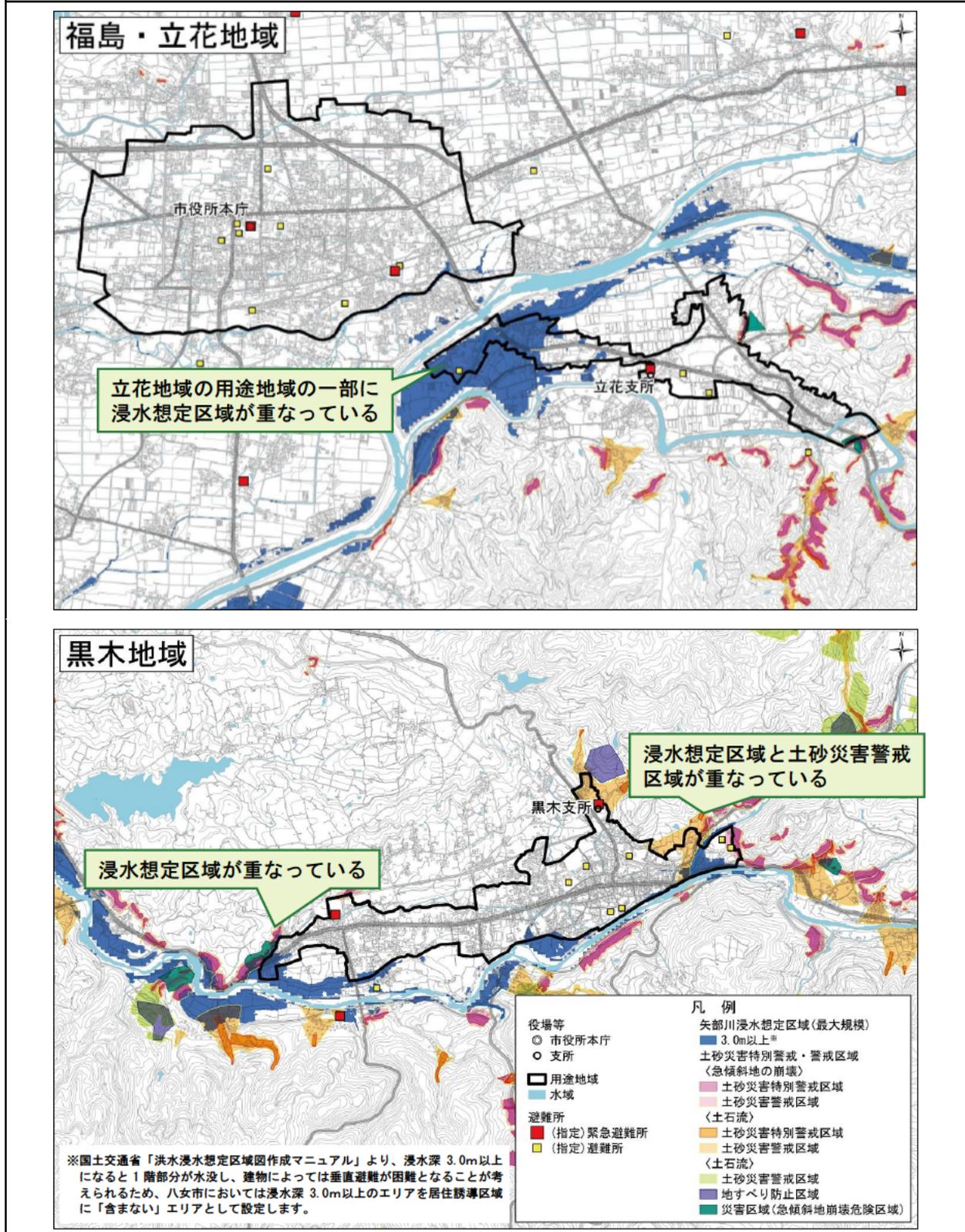
視点①：土地利用規制に伴い生活利便施設の建築が制限されている範囲を除外
【工業専用地域】



▲生活利便施設の建築が制限された範囲

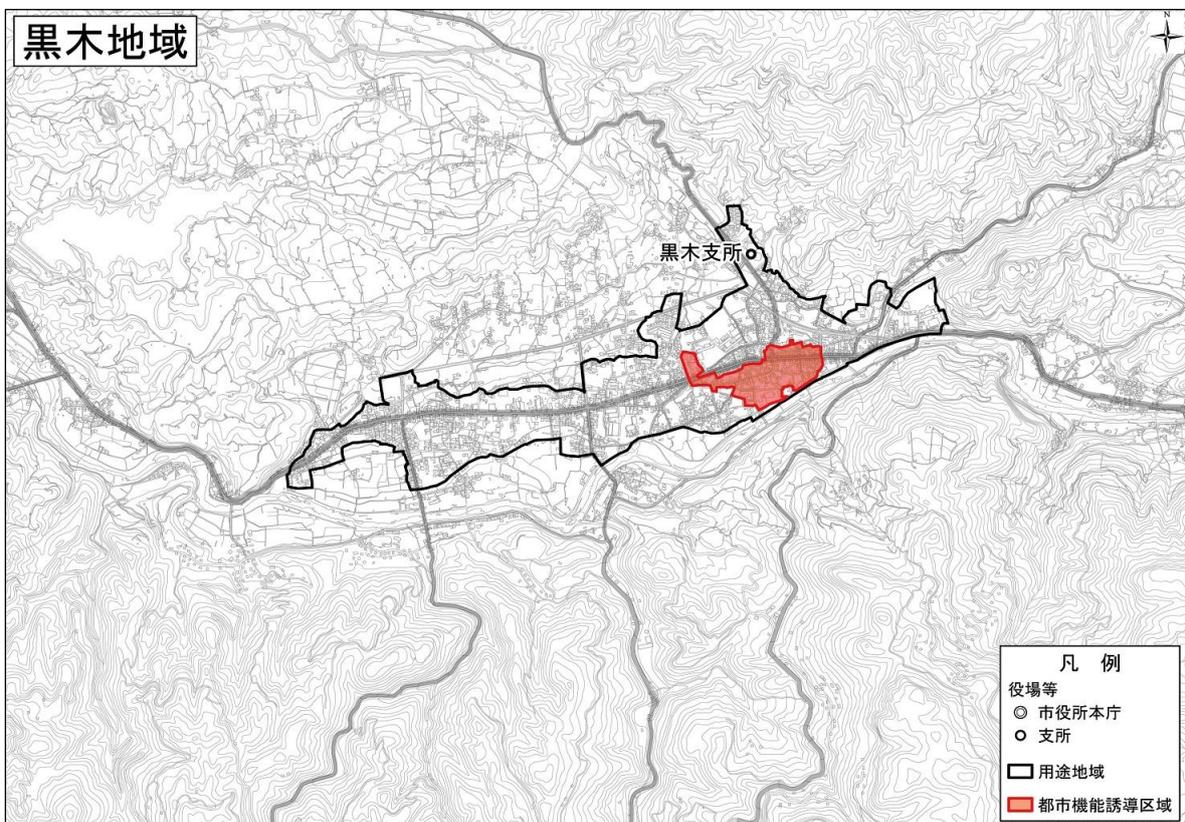
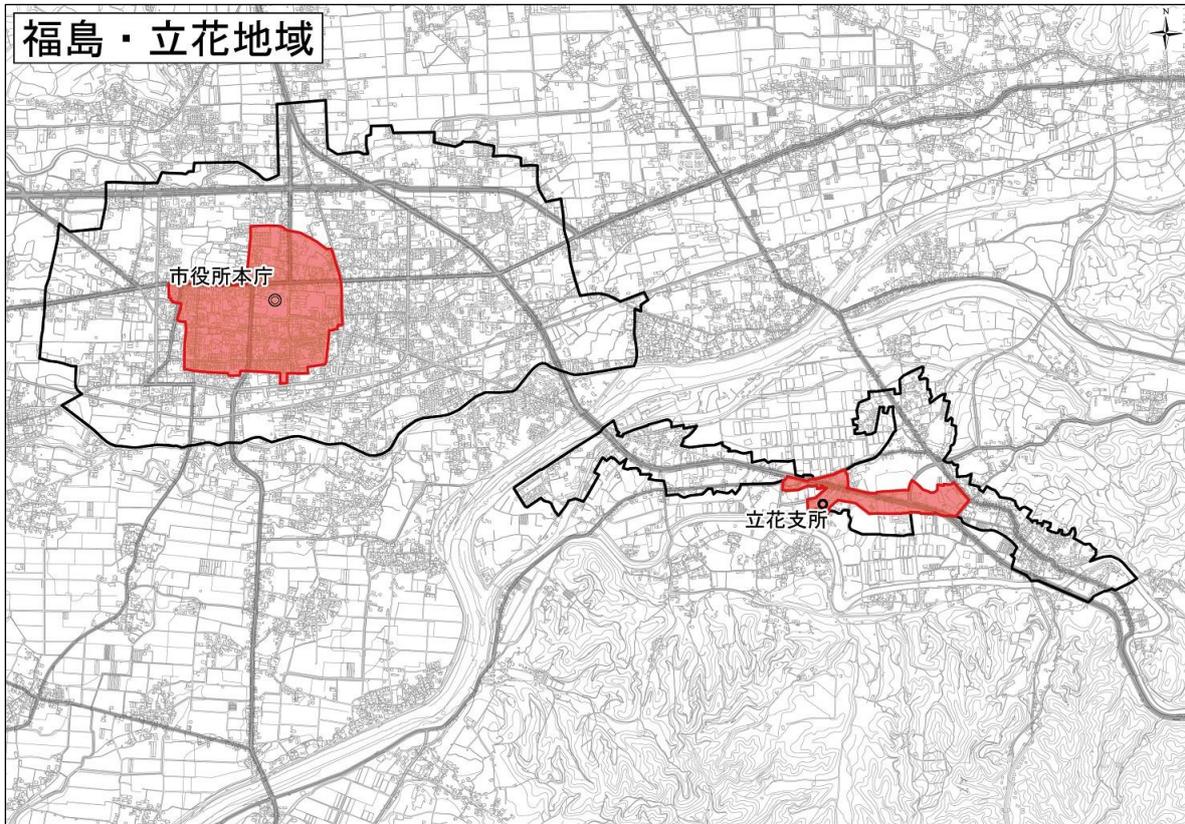
ステップ2：都市機能誘導区域に「含まない区域」の設定

視点②：浸水等の自然災害で被災する可能性が高い範囲を除外



▲災害リスクが高い範囲

「含む区域」と「含まない区域」を踏まえ、以下のように都市機能誘導区域を設定しました。



▲都市機能誘導区域

2. 誘導施設の設定

(1) 誘導施設とは

誘導施設（都市機能誘導区域にゆるやかに誘導し、集積を図る施設）は、将来の少子高齢社会において、居住者の生活利便性を確保するために、都市機能誘導区域内に維持・誘導する日常生活に必要な都市機能サービスを提供する施設です。

各拠点の都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能を設定するにあたっては、当該区域の現在の人口世帯構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要となる施設を定めます。

(2) 誘導施設の定義

各拠点に設定した都市機能誘導区域へ誘導する施設として「誘導施設」を設定します。

誘導施設の設定にあたっては、各拠点に求められる役割に留意します。

▼想定される機能イメージ

	中心拠点	地域 / 生活拠点
行政機能	■中核的な行政機能 例：本庁舎	■日所生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例：支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例：子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例：相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例：延床面積0m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 例：病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例：延床面積0m ² 以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例：銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例：郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例：文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例：図書館支所、社会教育センター

出典：「立地適正化計画作成の手引き」（国土交通省 2018年4月25日版）

【参考：市民アンケート調査】 居住先を選択する場合に重視すること（上位3つ）

「1位：普段の買い物が便利」、「2位：公共交通が便利」、「3位：医療や福祉施設が充実」

(3) 誘導施設の設定

本市では、既存施設の配置状況や都市誘導区域に必要な都市機能等を勘案して、以下のとおり誘導施設を設定します。次頁以降に既存施設の配置状況や施設設定の根拠について整理しております。

なお、誘導施設を都市機能誘導区域外に立地させる場合は、届出の提出が必要となります。

▼誘導施設とりまとめ

都市機能	誘導施設	定義	都市機能誘導区域 (●：誘導対象 ー：誘導対象外)					
			福島			黒木		立花
			広域 拠点	伝建 地区	その他	伝建 地区	その他	
商業機能	商業施設 (床面積 10,000 m ² 以上)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」	●	ー	ー	ー	ー	ー
医療機能	病院 (200床以上)	医療法第1条の5第1項に規定する病院	●	ー	ー	ー	ー	ー
介護福祉機能	保健福祉センター	八女市保健センター条例第1条に規定する施設	●	●※	●	●※	●	●
		八女市黒木地域交流センター条例第1条に規定する施設	●	●※	●	●※	●	●
		八女市立花総合保健福祉センター条例第1条に規定する施設	●	●※	●	●※	●	●
		老人福祉法第15条第5項に規定する施設	●	●※	●	●※	●	●
教育・文化機能	大学 (学生数 500人以上)	学校教育法第1条に規定する学校	●	ー	ー	ー	ー	ー
	図書館	図書館法第2条第1項に規定する図書館	●	●※	●	●※	●	●
	文化会館等	文化芸術の振興および市民の文化芸術活動の発展に寄与し、市民を対象に文化芸術に関する講演、展示、講座等を実施する施設	●	●※	●	●※	●	●
金融機能	銀行 (窓口を有する)	銀行法第2条に規定する「銀行」	●	●※	●	●※	●	●
	信用金庫 (窓口を有する)	長期銀行法第2条に規定する「長期信用金庫」 信用金庫法に基づく信用金庫	●	●※	●	●※	●	●
	JAバンク (窓口を有する)	農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する信用事業を行うもの	●	●※	●	●※	●	●
行政機能	市役所本庁 (行政サービスの窓口を有する)	地方自治法第4条第1項に規定する施設	●	ー	ー	ー	ー	ー
	支所 (行政サービスの窓口を有する)	地方自治法第155条第1項に規定する施設	ー	ー	ー	ー	●	●

※八女市文化的景観計画の中で、延床面積 1,000 m²以上又は高さ 10m以上の建物は届出対象となっています。

【参考①】既存施設の立地状況

都市機能誘導区域へ誘導する「誘導施設」の機能をもとに、八女市の都市計画区域内に立地している既存施設の配置状況を下表に整理します。

概ね都市計画区域内の各地に点在する施設と福島・黒木・立花地域周辺に立地する施設に分けられます。

▼既存施設の立地状況

地域の区分				生活利便施設											
				商業施設			医療施設			介護福祉施設					
				1万㎡以上	1万㎡未満 3千㎡以上	3千㎡未満	病院 (200床以上)	病院 (20床以上 200床未満)	診療所	保健福祉 センター	「施設サービス」 施設※1	「居住系サービス」 施設※2	「在宅サービス」 施設※3		
都市計画区域内	中心拠点	福島地域	福岡県が定める広域拠点の範囲	—	—	●	—	—	—	● 八女市保健センター	—	—	●		
			伝統的建造物群保存地区内の範囲	—	—	●	—	—	●	—	—	—	—		
			その他の範囲	—	—	●	—	—	●	—	—	●	●		
	用途地域	地域拠点	黒木地域	伝統的建造物群保存地区内の範囲	—	—	●	—	—	●	—	—	●	—	
				その他の範囲	—	—	●	—	—	●	● 八女市黒木地域交流センター ふじの里	—	—	—	
		立花地域	—	—	●	—	—	●	—	—	—	—			
	その他用途地域内	福島地域	黒木地域	立花地域	—	—	●	● 公立八女総合病院	—	●	—	—	●	●	
				立花地域	—	—	●	—	—	●	—	—	●		
				立花地域	—	—	●	—	—	● 立花総合保健福祉センター	—	—	—	●	
	用途地域外	—	● ゆめタウン八女店	●	●	●	● 川崎病院	● 築水会病院	●	● 多世代交流館	●	●	●		
立地の概況				<ul style="list-style-type: none"> 1万㎡以上の店舗は特定の店舗のみ 3千～1万㎡未満の店舗は概ね福島地区の国道3号、国道442号沿いに立地 3千㎡未満（コンビニ等）は各地に立地 				<ul style="list-style-type: none"> 200床以上の病院は用途地域内外に1つずつ 20床以上の病院は福島地区周辺の用途地域外に点在 診療所は各地に立地 				<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉センターは各地域に1箇所は立地 「施設サービス」施設は用途地域外にのみ立地 「居住サービス」施設、「在宅サービス」施設は用途地域内外問わず各地に数多く立地 			
出典				<ul style="list-style-type: none"> H28八女市都市計画基礎調査 八女市地域公共交通網形成計画 iタウンページ 				<ul style="list-style-type: none"> 八女市地域公共交通網形成計画 八女筑後医師会HP 八女筑後歯科医師会HP等 				<ul style="list-style-type: none"> 八女市地域公共交通網形成計画 福岡県有料老人ホームリスト等 <p>※1: 「介護老人施設」や「介護福祉施設等」等が該当 ※2: 「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」等が該当 ※3: 「デイサービス」や「デイケア」等が該当</p>			

生活利便施設														
子育て施設			教育・文化施設							体育館又は スポーツの 練習場	地域交流 施設	金融機関		行政機関
保育園	幼稚園 ・認定こども園	子育て 支援センター	小学校	中学校	高等学校	専門学校	大学 ・短期大学	図書館 ・博物館	劇場・映画館・ 公堂その他これ らに類するもの			銀行・信用金 庫・JAバンク	郵便局	
—	—	—	●	—	—	—	—	—	●	—	●	—	●	●
—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●
●	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	●	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—
—	—	●	—	—	—	—	—	●	—	●	●	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	●	—	—	●
●	—	●	—	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	—
●	—	—	●	●	—	—	—	—	—	●	●	●	●	●
●	—	—	●	●	—	—	—	—	—	●	—	—	●	—
●	●	●	●	●	●	—	—	—	—	●	●	—	●	—
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園は各地に立地 ・ 幼稚園の多くは用途地域内に立地 ・ 子育て支援センターは福島、黒木地域に1箇所は立地 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校は各地に立地 ・ 高等学校は福島地域に集中 ・ 専門学校は福島地域の用途地域内に2箇所のみ 				・ 立地なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館が3地区に1箇所ずつ立地 ・ その他文化施設は福島地域の都市機能誘導区域内に立地 		・ 各地に立地	・ 各地に立地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立花地域以外の用途地域内に立地が集中 	・ 各地に立地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域に1箇所立地
<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市地域公共交通網形成計画 ・ 八女市公共施設等総合管理計画 ・ 福岡県HP等 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市地域公共交通網形成計画 ・ 八女市HP ・ 福岡県HP等 							<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市地域公共交通網形成計画 ・ 八女市公共施設等総合管理計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市地域公共交通網形成計画 ・ 八女市公共施設等総合管理計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市地域公共交通網形成計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市地域公共交通網形成計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八女市地域公共交通網形成計画 ・ 八女市公共施設等総合管理計画

【参考②】拠点別誘導施設の設定

前項で整理した既存施設の配置状況や各都市機能が果たす役割等を勘案して、誘導施設の設定および設定の考え方を下表に整理します。（「●」が誘導施設に該当）

都市機能誘導区域		生活利便施設											
		商業施設			医療施設			介護福祉施設					
		1万㎡以上	3千㎡以上1万㎡未満	3千㎡未満	病院(200床以上)	病院(20床以上200床未満)	診療所	保健福祉センター	「施設サービス」施設	「居住系サービス」施設	「在宅サービス」施設		
都市計画区域内	用途地域	中心拠点	福岡県が定める広域拠点の範囲	●※	-	-	●※	-	-	●	-	-	-
			福岡県が定める広域拠点の範囲	・3千㎡未満は各地に、3千㎡以上1万㎡未満は国道沿線に点在していることから、不適と判断 ・福岡県が定める広域拠点に立地を誘導する規模に準拠する施設として設定 ・診療所は各地に、20床以上200床未満は福島地域で点在していることから、不適と判断 ・福岡県が定める広域拠点に立地を誘導する規模に準拠する施設として設定 ・保健福祉センターは高齢者の自立した生活を手助けする施設として設定（現状、限られた地域に立地している） ・その他施設は各地に立地していることから、不適と判断									
			伝統的建造物群保存地区内の範囲	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-
		その他の範囲	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-	
		伝統的建造物群保存地区内の範囲	- 歴史的風致の保全の観点から不適と判断			- 歴史的風致の保全の観点から不適と判断			同上				
		その他の範囲	- 広域拠点への誘導を優先するため不適と判断			- 広域拠点への誘導を優先するため不適と判断			同上				
	地域拠点	黒木地域	伝統的建造物群保存地区内の範囲	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-
			同上	同上			同上			同上			
			その他の範囲	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-
		同上	同上			同上			同上				
		立花地域	立花地域	-	-	-	-	-	-	●	-	-	-
			同上	同上			同上			同上			
同上	同上			同上			同上						

※福岡県の「筑後都市圏都市計画区域の整備、開発および保全の方針」の中で、「うち広域拠点に立地を誘導する規模等」として以下の施設が挙げられています

大規模集客施設の種類	大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・振興系	商業施設 スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	施設の床面積の合計が3,000㎡ ^{※3} を超えるもの
公共・公益系	公共施設（国・地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設
	病院	病床数200床 ^{※2} を超えるもの
	福祉施設	収容人数200人 ^{※3} を超えるもの
大学等	学生数が500名 ^{※3} を超えるもの	3次医療圏規模のもの （立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない）

※2 立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。
 ※3 立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。
 ※4 病床数には、療養、精神等を除く。

生活利便施設															
子育て施設			教育・文化施設							体育館又は スポーツの 練習場	地域交流施設	金融機関		行政機関	
保育園	幼稚園	子育て 支援セン ター	小学校	中学校	高等学校	専門学校	大学 短期大学	図書館 ・博物館	劇場・映画 館・公堂その 他これらに類 するもの			銀行・信用金 庫・JAバンク	郵便局		
-	-	-	-	-	-	-	-	●※	●	●	-	-	●	-	●
・自動車やバスによる送迎による通園が一般的であり、各地に立地していることから不適と判断			・大学は広域からの通学が可能な施設、福岡県が定める広域拠点に立地を誘導する規模に準拠する施設として設定 ・図書館、劇場等は集客があり、まちの賑わい創出に一翼を担う文化施設として設定（現状、限られた地域に立地している） ・その他施設は通学時の移動距離や安全性の観点から学区単位での設置が適切とされることから不適と判断							・各地に立地していることから、不適と判断	・各地に立地していることから、不適と判断	・決済や融資などを可能とし、生活を支える施設として設定	・各地に立地していることから、不適と判断	・効率的な行政サービスの享受が可能な施設として設定	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	●	-	-
同上			・図書館、劇場等は集客があり、まちの賑わい創出に一翼を担う文化施設として設定（現状、限られた地域に立地している） ※建築制限を設ける							同上	同上	同上	同上	・建物規模（面積等）を踏まえ、不適と判断	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	●	-	●
同上			同上							同上	同上	同上	同上	・効率的な行政サービスの享受が可能な施設として設定	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	●	-	-
同上			同上							同上	同上	同上	同上	・建物規模（面積等）を踏まえ、不適と判断	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	●	-	●
同上			同上							同上	同上	同上	同上	・効率的な行政サービスの享受が可能な施設として設定	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	-	-	●	-	●
同上			同上							同上	同上	同上	同上	同上	